

会議名 (審議会等名)	令和5年度 第4回川西市子ども・若者未来会議		
事務局 (担当課)	川西市 子ども未来部 子ども政策課 内線(3442)		
開催日時	令和6年1月11日(木) 10:15~12:00		
開催場所	ハイブリッド方式(市役所7階大会議室、Zoom)		
出席者	委員	(会長) 農野 寛治 会長 (委員) 小野委員、藏原委員、谷部委員、濱添委員、森友委員、前川委員、丸野委員、高田委員、青木委員、水家委員、藤井委員、岡委員、喜田委員	
	事務局	子ども未来部長 山元昇 子ども未来部副部長 岡本敬子 子ども未来部子ども政策課長 柳本一志 子ども未来部子ども政策課 中村陵 子ども未来部子ども政策課 窪田裕一 子ども未来部子ども政策課 坂本拓麻 子ども未来部子ども政策課 金森朱香 教育推進部長 中西哲 教育推進部入園所相談課長 橋川貴夫 川西南保育所長 渡場祐子	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可・一部不可	傍聴者数	3人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 諮問事項 ①(仮称)子ども参加条例について (2) 協議事項 ②「(仮称)子ども参加条例検討部会」の設置について ③第2期子ども・若者未来計画策定に向けた考え方や全体のスケジュールについて (3) 報告事項 ④川西市保育所等施設整備・運営事業者の公募結果について (4) その他 3. 閉会		

審 議 経 過 (要 旨)

1. 開会

(事務局) 事務局のあいさつ、通信の確認、欠席者の確認、資料の確認、会長・副会長の選任

(会長)

改めましておはようございます。再度会長をさせていただくことになりまして、よろしく願いいたします。川西市で育つ子どもたち、若者のよりよい育ち、環境づくりのために、各領域あるいはお立場から忌憚のないご意見をいただきながら進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。本日は12時を予定時刻としておりますので、円滑な会議の進行にご協力をお願いしたいと思います。

2. 議事

(1) 諮問事項

① (仮称) こども参加条例について

(会長)

それでは早速議事に入らせていただこうと思いますが、諮問事項が一点ございます。(仮称) こども参加条例について、まず事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局説明

(会長)

ありがとうございます。お手元の資料2に設置についての案というかたちでお示しいただいていますがぜひ委員の先生方、いろいろなご意見をいただきたいと思います。

(2) 協議事項

② 「(仮称) こども参加条例検討部会」の設置について

事務局説明

(会長)

ありがとうございます。ただいま当会議に部会設置について諮問をいただきました。今回この部会の設置についてご審議いただきご了承いただきたいということですが、何かご質問ございますか。随時部会の審議内容についてはこの親会議の中でご報告いただけるという事ですので、また親会議の中でいろいろご意見を頂くことになろうかと思えます。

(委員)

部会開催スケジュールの審議内容の予定のところですが、ある程度予定が固まった時点でパブリックコメントや市民からの意見を求める予定の方はどうですか。

(事務局)

パブリックコメントですが、部会での案を作って、それを本体会議で最終承認いただいた後にパブリックコメントというかたちで市民の方の意見を頂く機会というのは設ける予定です。

(会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。子どもの意見を聞くという意見表明をすることをしっかりと受け止める、そういう機会を保障するということが児童福祉法やその中で掲げられていることに伴う条例の制定ということだと思います。何かご質問、あるいはご意見ございませんか。

(委員)

部会メンバーについてですが、専門的な知識を持つ学識経験者等6名はどういった分野の方が選ばれるのかというところを教えていただければと。検討段階ということで大丈夫なのでお願いします。

(会長)

今事務局と相談しながら進めているような状況なので詳しいことを申し上げるのは難しいのですが、やはり学識経験の方には入っていただきたいと考えております。特に子どもの意見表明に関するようなアドボケイトやそういうことについて造詣のある方、あるいは、これは「子ども・若者」という形になるので、幅広い年齢層を考えて、いろいろな支援をしているような方、特に声があげられない方々の声を聞けるような仕組みというのは大事だと思いますので、そういった方々を想定しているということですが、事務局さん何か補足ございますか。

(事務局)

今会長からご説明いただきました通り、子どもの参加について一定の学識経験をお持ちの方々、それとこのことに関して関係する団体の方々など6名程度の委員の構成で進めたいと考えています。規則の第4条にも規定させていただいておりますとおり、委員及び臨時委員のうちから会長が指名するという形になっているので、子ども・若者未来会議委員の皆さま及び、委員外の方も含めて、委員外の方は臨時委員という形で任命をさせていただいたうえで部会委員を構成させていただくということで会長と調整させていただきたいと考えています。

(会長)

ありがとうございます。部会で議論していただいて出来上がった成果物について、その都度この親会議にお示しいただけますので、その時点で親会議の委員の皆様方の意見もぜひ反映していただくように進めていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。あと何かございますでしょうか。

(委員)

一点確認です。子どもの意見表明は、どのような場面で意見表明してもらおうのかということもこの部会の中で検討を進めていくということでしょうか。例えばその意見聴取、参画の方法などについてという審議内容の中で、意見聴取が必要となってくる場面を議論していく形になるのでしょうか。

(会長)

委員は、特にご存じと思うのですが、社会的養護の子どもたちについて、都道府県の社会福祉審議会を中心として、子どもの社会的養護のもとにある子どもたちへのアドボケイトという、そういう仕組みを作るということがもう進められているわけですが、それ以外にもいろいろなところで子どもの声を聞く必要があるかと思うのです。そういう仕組みをどのように作っていくかということなのですが、そのようなこともこの部会の中では出てくるのではないかと思います。この資料2を拝見しますと、「こども参加条例」になっています。中の文章を見ると「参画」という言葉がたびたび出てくるのです。この辺りの整理は大事かと思っています。一般的には「参加」と「参画」というのは若干ニュアンスが違って、「参画」というのは計画段階や方針を作る段階から意見を言い参加していくわけなのですが、そういう認識をされていて、例えば男女共同参画型社会の基本法の第5条だったと思うのですが、特に方針の策定であるとか、決定に関して意思決定への参加をするというのが「参画」であるというようなことが書かれていたりします。だからどのような段階で子どもが「参加」するのかということについて、この文言は部会で整理していただいた方がよいのではないかと思います。それに伴って、どのような場面でどのように子どもの意見を聞き「参画」していただくか、そういう事も基本的には考えていかなければならないかと思うのですが。事務局さん、何か補足、あるいはコメントありますでしょうか。

(事務局)

「こども参加条例」につきましては、この「子ども・若者未来会議」に部会設置を提案させていただくにあたりまして、いろいろと調査研究しているところですが、全国を見渡してみても、「こども基本条例」とか「こども条例」といった条例を制定している自治体は少し見受けられるのですが、子どもの参加に限定した条例というのはなかなか例がなく、場合によってはもしかしたら我が国で初めての参加条例の制定になるかもしれないと、そんな話もしながら進めてきています。この参加条例、何分初めての取り組みということなので、先ほどご質問のありました、どんなフェーズで子どもの参加を求めていくのかということも含めまして、例えば子どもそのものを何歳から何歳までという形で規定していくのか、というようなことを含めて、手探りの状況で進めていくというようなこととさせていただきます。そういうことなので、部会の中ではそういった点も含めて、こども参加条例について具体的にどんな内容を盛り込んでいくのか、どんな仕組みを作っていくのか、ということも含めて議論していただきたいと考えております。議論していただいた内容については本体会議の方にも適宜報告させていただいて、ご意見を伺いながら、最終的には答申という形で取りまとめでいただき、その答申を受けて市で条例案を作成し、パブリックコメントに付したのち、改めて市議会で審議していただくという流れで進めたいと考えているところです。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。ちなみに先ほどお話された社会的養護の子どもたちの意見を表明する事業として、兵庫県では「意見表明支援員制度」というのを令和4年10月1日からスタートしております。具体的に言うと、虐待に限定しませんが、子どもを家庭の事情等で一時保護をしたり施設入所したり里親に委託をしたりといった、いわゆる措置を行う場合にその時点で子どもの気持ちをしっかりと聞くと。

これは当事者である児童相談所の職員が聞くのではなくて、第三者の委員として兵庫県弁護士会の方に委託して、弁護士が意見表明支援員という立場で子どもの話を聞くと。その場には児童相談所の職員は同席しないという制度です。令和6年4月1日に改正児童福祉法の中の一つとしてその児童の権利擁護に関する部分が施行されます。それに1年半先行して兵庫県では実施しています。あくまでも参考としての情報提供です。

(会長)

ありがとうございます。今回の兵庫県で作られた仕組みも含めてですが、今まで子どもの声を聞くという待ち受け方が多かったのです。電話とか手紙で。今回の取り組みというのは出前型なのです。アウト・リーチしていくということが非常に先駆的な取り組みとなると思います。川西市はずいぶん前から子どもの声を聞きながら関わって、オンブズパーソンの取り組みなどもしていて、ぜひいろいろな角度、資源を想定しながら部会で進めていただけたらと思うのですが。部会の設置に関して何か他にご質問、ご意見ございますか。

(事務局)

先ほどプロセスのところでは触れさせていただいたところなのですが、一点大切なことを申し上げていませんでした。「こども参加条例」ということなので、当事者である子どもの意見をしっかりと条例策定にあたっては反映させていただく必要があると事務局でも考えておりました。今回審議していただく「こども参加条例検討部会」については基本的には学識経験者などで構成される、いわゆる条例についてどんな内容を盛り込んでいったらよいのかということで大人を中心に検討していただく形になるのですが、それとはまた別に、様々な形で当事者である子どもの意見をこの条例案にも反映させていきたいと考えておりました。就学前の子ども・小学生・中学生・高校生・大学生・若者に至るまで様々な年代のお子さんの意見も聞かせていただきたいと思いますし、先ほどご意見でも会長からもございましたが、意見をなかなか表明しにくいような状況に置かれている方々の意見もできる限り吸い上げるような形で取り組みを進めていきたいと考えております。そういった子どもの意見なり考えなりを踏まえたうえで部会でも議論していただきながら、最終的には条例案という形で取りまとめ、議会で議論・審議をしていただくということを考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。追加の説明でした。

(会長)

ありがとうございます。あと何かございますか。なければ部会を設置することについてご賛同いただければと思うのですがいかがでしょうか。よろしいですか。ではご賛同いただける方は挙手をお願いします。ありがとうございました。そうしましたら、部会を設置して議論をしていくということで進めていただきたいと思います。

③第2期子ども・若者未来計画策定に向けた考え方や全体のスケジュールについて

(会長)

続いて協議事項の2番目、第2期子ども・若者未来計画策定に向けた考え方や全体のスケジュールについて説明していただきます。

事務局説明

(会長)

ありがとうございます。こちらの「子ども・若者未来計画」については、この親会議でしっかり議論するということになりますので、いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますか。

(委員)

論点とはずれませんが、ひらがなの「こども」と漢字の「子ども」がスケジュールのところに出ています。この認識だけ統一できれば、納得できれば進みやすいので教えてください。どういう形でわけているのか教えていただければと思います。

(事務局)

「こども」の表記についてですが、おっしゃるように今は国のこども家庭庁はすべてひらがなで「こども」という表記で進めています。一方漢字の方では、計画に関する表記については子どもの子は漢字で「子ども・若者未来計画」「子ども・若者未来会議」は漢字を使っています。今回「こども参加条例」は条例の名称自体がまだ（仮称）で「こ」はひらがなということで国に従った形としておりますが、市として使い方というのは明確に定義を定めたものではないので、こちらについては表記のご意見をお聞きしながら進めていきたいと思っております。

(会長)

よろしいでしょうか。「こども」の表記については子どもの権利条約を日本で批准される時からかなり議論されています。「子供」を両方漢字で書く、あるいは「子」だけ漢字で書く、あるいは全部ひらがなで書く、いろいろな表記の仕方があるのですが、文科省は最近「子供」は全て漢字で書くという方針をとったようなのですが、「こども」という言葉に漢字をいれるかどうかというのはなかなかいろいろな意見があるかと思えます。私の個人的な意見は、民法で「子」という場合は、年齢は関係ないですよ。極端な場合80歳でも90歳でも「子」は「子」という形になります。だから小さな子どもだけでなく若者も幅広くとらえると、漢字の子を使ってもよいのかもと、無理やりの理屈にもなりますがそういう気もするのです。条例のネーミングになりますので、その辺りもぜひ議論していただければと思います。川西市の計画については「子ども」の「子」は漢字で書かれていますよね。そのようなこともありますし。名前を考える時その中には理念や価値観やそういう部分も入ってくる場合がありますので、その辺りも議論していただければと思います。他、何かご意見、ご質問ございますか。

(委員)

子どもの表記についても本当にいろいろな議論がありますので、これから検討が必要だと思います。こども基本法では年齢の制限がないのですが、児童福祉法では18歳未満となっていますし、こどもの権利条約も18歳未満ですので、その辺りどう考えるかというのが今後大切かなと思いました。あと「子ども・若者未来計画」についてですが、必要なニーズ調査などはもう今年度は済んでいるという理解で良いのか、次年度されるのかといった辺り、今委員になったところですのでお伺いできればと思いました。

(会長)

ありがとうございました。ニーズ調査というのはそういう子育て支援あるいは保育ニーズ等に関わる調査ということですね。事務局さんコメントをお願いします。

(事務局)

令和4年度に「子ども・若者実態調査」というものを行っておりまして、こちらは子ども若者育成推進法に基づくものの調査として行っております。今年度「子ども子育てニーズ調査」ということで、11月にアンケートを実施して12月に調査が終わったところで、これからアンケートを集計して報告書を作成するところです。この会議でも報告させていただこうと思っております。

(会長)

よろしいでしょうか。確か保育の供給量等については子ども・若者未来会議の意見を聞くという形になっていたと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。他、何かございますか。

(委員)

今回初めての参加なのであまりよくわかっていなくて、的外れな質問だったら申し訳ないのですが、資料3のところで、検討を要する主な事項というところでいくつか項目を上げていただいていたかと思うのですが、基本理念、基本目標、重点施策というかたちで項目がなっているのですが、何か一つの基準になるようなものがあってそれに沿って議論をしていくのか、どんな形で議論が進むのかあまりわかっていないので、その辺り教えていただけるとありがたいです。

(会長)

ありがとうございます。事務局さん何かコメントございますか。

(事務局)

今回審議していただく主な項目としてあげさせていただいておりますが、基本理念、基本目標、重点施策というのは非常に重要なところなのでしっかり審議していただきたいと思っております。その具体的な、どのような形でというところですが、まずこの計画が今の「子ども・若者未来計画」に続き策定される第2次の計画ですので、今設定している基本理念や基本目標というのはベースになると考えています。そのうえで、国の動きであるとか、「第6次総合計画」に掲げられるような理念を照らし合わせて、次期計画の計画期間を見据えてどのような理念・目標がふさわしいかというところを話し合ってくださいというようなことになると考えています。

(会長)

よろしいでしょうか。いかがですか。今回この計画の中には母子保健等も入ってきたかと思うのですが。

(委員)

母子保健とは関係ないですが、先ほども質問にあった子どもの表記の仕方が気になっていまして、条例

の方の「こども参加条例」それ以外は全部「子」が漢字で書かれていますよね。統一するというのは難しいのですか。「こども家庭庁」の方はひらがなで書くようにしているようですし。気になっています。

(会長)

そうですね。なるべく統一した見解が出てこればありがたいですが、色々な表記の仕方があるので。ありがとうございます。

(委員)

特に質問等はないのですが、先ほどの「こども参加条例」の流れからも言って、子どもという存在に対する捉え方とかまなざしとか、その辺りが大きく変わるところがこの計画なり条例なりにつながっているかと思えますし、会長がおっしゃっていたように子どもオンブズパーソン等、先駆的に取り組んできた川西市で、その辺りがこの機にきちんと形になるような計画になればいいなということと、その実効性が高いものであるようにというところを期待したいと思いました。

(会長)

ありがとうございます。意見表明というときちゃんと理屈を立ててしっかりと言葉で伝えなければならないかと思ってしまうのですが、子どもの意見というのは権利条約でも英語の原文は「view」という英単語を使っています。これは思いということなので、子どもが嫌な顔をする、首をかしげる、首を振る、縦にうなずく、そういう仕草や表情であっても、それが子どもの思いを十分伝えるものなので、大人はそれをしっかりと読み取りながら、場合によっては意見形成を支援しながら、大人がしっかりとその意見を聞く、できるだけ子どもの最善の利益を考えながら反映をしていくと、そういう事だと思います。やはり私たち大人が、委員がおっしゃったように子どもに対する眼差しや考え方を見直していくようなことが必要になってくると思っていますので、ぜひそういうきっかけになって条例がしっかりと生きて活用できればと思います。

(委員)

資料3の「検討を要する主な事項」のところ、項目がいくつかあって、その中で、「子ども・若者等の参画のあり方」「計画の推進体制、評価・検証のあり方」の特記事項のところ空白になっていて、あとのところは少しコメントが入っているので、少し何かあれば意見というか参考にさせていただきたいなということです。もう一点、子どものことがかなり論議をされつつあると思うのですが、年齢とか若者とかいろいろな表現があると思いますが、やはり一人の個人、人間としての捉え方で考えていかないといけないのかなと。私たちは小さな子ども、幼児を対象にしているのですが、やはり年齢関係なくそのような人格としての捉え方を考えた上で、名称としては「子ども・若者」ということで私たちが取りまとめていけるような考え方でやるのが、本当にベースで大切ではないかということです。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。「子ども・若者等の参画のあり方」についてはこの条例の部会辺りにかなり関わってくるので、そういう特記事項として書きづらかったのかと思っています。「計画の推進体制、評価・検証のあり方」については今度川西市が第6次の総合計画を立てますし、国の大綱も

ございますので、そういう動きを見ながらということなのではないかと私は推測していますが、事務局さんコメントをお願いします。

(事務局)

「計画の推進体制、評価・検証のあり方」については以前の会議のなかでもご意見を頂いたようなところもありますし、改めて評価・検証の仕組みについては事務局としても見直す必要があると思っているところで項目としてあげています。「子ども・若者等の参画のあり方」については、「こども基本法」が制定されまして、子ども・若者・子育て当事者の意見を反映させていくということが強く求められている中で、これまでの計画の策定と同じようにパブリックコメントをしてご意見をお聞きし、それで意見を聞いたということでよいのだろうか、子ども・若者・当事者からこの計画についてもしっかりと意見を聞く機会を設けなければならないのではないかと問題意識から上げさせていただいたものです。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

意見を吸い上げるというか聞き取るというようなことにとっても、これはポイントではないかと思えます。子ども・若者に対して私たちが焦点を合わせていくわけであって、それを直接的でなくても間接的でもなんらかのかたちで川西地域の子どもたちをターゲットにするのか、あるいは全国なのか、その辺のところもあるのですが、やはり川西市で行うということなので、間接的には親から子ども、あるいは家庭からの意見ということになると思うので、そういう意味でここが非常に大きなポイントではないかと思っています。ありがとうございます。

(事務局)

「子ども・若者等の参画のあり方」については、一つ大きなポイントになるのではないかと考えています。特記事項のところ空白になっているのですが、ここが空白になっている一つの背景としては、子ども・若者の意見の聞き方が非常に難しいということがあります。通常ならアンケート調査やヒアリング、ワークショップといった手法を通じて当事者の意見を計画なり施策なりに反映させていくところですが、通常のそういったやり方をするので子どもの意見がしっかりと吸収できるのかということや事務局の中でもいろいろ議論しているのですが、やはりなかなか難しいのではないかと考えています。事務局の中でもいろいろ議論、検討、研究はしていますが、委員の皆様の中でこういう方法があるのではないかとか、こういうやり方をやれば意見がしっかりと吸収できるのではないかとというようなご意見、あるいは今までの経験からのアドバイス等がありましたら、事務局に寄せていただけると助かりますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

この令和7年から令和11年の計画ができてから、川西市としてこれから中身が議論されていくとは思いますが、この計画が策定されて5年後、この計画、条例を作ったことによってどのようなところを目指しているのかという想定のようなものを聞きたいのと、川西市として、主体は子どもや若者世代だ

と思いますが、やはり地域にいる川西市民と一緒に作っていくものだと思うので、実際に条例の使い手は市民の皆さんだと思いますし、そういったところの意見の反映の仕方とか、どのようなものを想定しているのかということ、我々としては子ども・若者以外も全市民的に使えるようなものになってほしいという思いがあるので、そういったところも含めて現時点で川西市としてどのようなことを想定しているのかを聞かせていただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。

まず、今日 11 時半に越田市長様が会場にお見えになるということなので、あと数分ですが、それをご承知おき下さい。

当事者の若者からの意見として、ありがとうございます。どこを目指しているかについて、この計画の中で将来のあるべき姿のようなものを書き込むのだろうと思っています。バックキャストिंगですか、将来のあるべき姿から現在を見つめながら何をするかというのを考えていくというようなことがいろいろなところで言われているのですが、それに該当するものが冒頭の基本理念や基本目標辺りに出てくるのではないかと思いますので、また是非ご意見を頂ければと思います。

(事務局)

ご質問については会長がおっしゃったとおりです。今、川西市第 6 次総合計画の基本構想はすでに策定されています。基本構想で定めている 4 つの基本姿勢として、一つ目、「まず、「子どもの幸せ」から始めます。」二つ目が「人に寄り添い、お互いの個性を認め合います。」三つ目が「未来に責任を持ち、持続可能な仕組みをつくります。」四つ目が「日々の暮らしで感じられる幸せを大切にします。」。この四つの基本姿勢というのは次期子ども・若者未来計画の中でも大切にしていこうと感じています。以上です。

(会長)

ありがとうございます。委員、聞いていただいてちょっと抽象的だなと感じたかもしれませんが、それを具体的な目標や施策に落とし込んでいくという形ですので、ぜひいろいろなご意見を頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。

(委員)

よろしくお願い致します。その辺りも含めて今後の会議で揉んでいけたらいいのかなと思うのと、市民からの意見というのを条例等に反映できたらいいと思います。

(会長)

川西市の若者を代表していただいていますので、ぜひ忌憚のないご意見を頂けたらと思います。市長が来るまでの間休憩としてよろしいですか。一旦事務局に進行をお返しします。

(事務局)

ここで 5 分程度休憩とさせていただきます。11 時 31 分から再開しますのでよろしくお願い致します。

(会長)

その後は市長も交えての意見交換としたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは会議を再開します。先ほど諮問をさせていただき部会設置の承認を頂きました。今回の「(仮称) こども参加条例」制定に向けた越田市長の思いを伝えさせていただき、その後委員の皆様と意見交換をさせていただきたいと考えております。それでは市長よろしくお願いいたします。

(市長)

皆さん貴重なお時間をいただきありがとうございます。本来であれば立ってご挨拶をしないといけないのですが、画面に映る必要があるので着席したままでの挨拶で申し訳ございません。川西市子ども・若者未来会議の各委員の皆様におかれましては、様々な方面で私たちの子ども施策、若者施策にご意見をいただいておりますことを心からお礼を申しあげたいと思います。ありがとうございます。

この度はこども参加条例を仮称という形ですが、ご検討いただきたいということで諮問させていただきました。通常、全国各地の審議会は市長が諮問をしたらそのあと公務の都合がありとって外に出されるというのが多く、川西市でも私が市長になった当時はそういう状況でしたが、審議会や各委員の皆様とは、もちろん諮問をする以上は、議論は皆様に委ねる一方で、市長としてどういう思いで諮問をしているのかということ、しっかりと協議をしていただいたうえで答申をいただくと、こういうプロセスがあるべきだろうということで、各審議会等で私が諮問をさせていただくときには、一緒に思いを伝えて、その場で色々なディスカッションをさせていただいてから本格的な議論をするというプロセスをやっておりますので、今日はその一環ということで、私の思いを伝えさせていただきたいと思います。

こども参加条例(仮称)ということですが、いくつかの点から申しあげたいと思います。まず一つ、私たちは第6次総合計画という川西全体のまちづくりの方針というものを定め、12月の議会で議決をいただきました。そこでどういったことを述べているかということ、基本的な方針として、「まず「子どもの幸せ」からはじめます」ということを掲げました。私も子育てをしておりますし、子どもの幸せというのはリアリティを持って取り組んでいかないといけないと思っているのですが、子どもを幸せにする、ではなく、子どもが幸せになる社会を作っていきたいと思っています。子ども「が」と子ども「を」というのは一文字しか違いますが、子どもというものを主体として捉えて、幸せになるというのは様々なサポートが必要ですが、やはり子ども自身が自己実現をすることや自分の意見を表明するなど、様々な取り組みをしていく中で幸せになっていく。大人たちが、これが幸せだよ、と定義して与えるものではないはずでしょうと、そういう観点から子どもが幸せになるという表現にこだわってきたいと思っています。子どもが幸せになるために、どういった取り組みが必要か、こういった一つの観点が自分たちのことに対して、しっかりと当事者として意見を伝えることができる、こういった意思表明の権利というものをしっかりと保障をしていくという、このことを単に私が市長だからこれを行っているということではなく、川西市の市政の真ん中にしっかりと位置付けたいと、その取り組みを進めていく、そのような内容が作れないかということをお自身の思いとして掲げております。

川西が今まで子どもの声を聴いていなかったかということ、もちろんいろいろな形で聴いてまいりました。私が市長になる前も、約30年前の柴生進元市長の時には、子ども議会というものもございました。私が印象的だったのは子ども議会において、当時の中学生がクラブ活動の着替える場所が狭くて、

外で着替えないといけないのを何とかしてほしいという提案があったとき、それを聞いた当時の市長が早急に改善するべきだということで、指示を出したという話があったことを聞いております。

一方で自治や民主主義の観点からすると、単に子どもたちが要望して、それを大人たちが応えると、これが本当に正しい形なのだろうか、子ども同士の対話や、大人ともディスカッションをして、しくみとして条例などで位置付けて作っていくべきではないかと。一つの取り組みをどうこうすることよりも、手段は時代で変わりますが、手段の前提となる条例が必要なのだと思います。審議会の方も様々な取り組みをしていて、審議会の方も男女のバランスをしっかりと取ろうということで、別の計画では審議会の女性比率は50%を目指そうということをしてはいますが、一方で世代的なバランスも取っていかないといけないだろうと。1期目の時には子ども・若者枠を作ろうということで一部の審議会において、30代の方募集とか、あとはタウンミーティングをするときに、無作為抽出ということで案内を送る時には比較的若い世代の方に来ていただくということで、お手紙を無作為に送って来ていただけるような工夫していますが、施策としてやっていますので、こういったことの裏付けを我々として子どもや若者が参画できる、しっかりとした制度として作っていくべきではないかと、こういった思いでやっております。いろいろなことが可能性としてありますが、教育大綱という教育のあり方を議論するときには、法律上は市長が作るということになっておりまして、市長が教育委員会と協議して作るということになっておりましたので、私と教育長と教育委員会ですべての中学校を回って、中学3年生とディスカッションをしたり、こういった取り組みもしたりしました。繰り返しになりますが、市長や教育長がやろうと言ったからやるということではなく、川西市政の中で、しっかりと子どもたちの意見が反映できる、子どもたちが当事者として意思を表明できるという、そういった枠組みが作れないかということで今回諮問をさせていただきました。

せっかくの機会ですから皆様からご意見やご質問をいただいて、議論の論点を作れたらと思っておりますのでどうかよろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。それではここから委員の皆様と市長の意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様からご質問等ございましたらおっしゃっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま越田市長様から非常に熱い思いと強い意志を感じさせるお言葉を頂いて本当に心強く思っております。市長様が来られるまで議論をしている中で、二つのキーワードが出てきました。一つは漢字表記の子が入っている「子ども」とひらがな表記の「こども」の2種類が入っていて、そもそも子どもというのをどのように捉えるか、あるいはその子どもに対する大人の眼差し、そういうものが漢字表記・ひらがな表記の中に含まれているのではないかという議論がありました。もう一点はこども参加条例ということですが、資料の中にも「参加」と「参画」という言葉が混じってしまっていて、若干ニュアンスが違うだろうと。「参加」の方がどちらかという方針を決定して、意思表示をする段階でそこに加わっていくというような形ですので、「参画」なのか「参加」なのか、それも言葉の整理が必要だという指摘がありました。特に子どもに関しては、私たちはどこから見ているかという視座が、子どもというひとづくりですけれどもやはりその、支援が必要な子どもであるとか、あるいは若者でも自分のあり方そのものを問いかけている、その中で自分の意見がなかなか出しにくい、様々な子どもや若者がいる中

で、その声を聞く仕組みとして視座をどこにおいて、あるいは視野、どこまでの範囲を見ながら、そして視点、どこを見ていくかという、そういうことを具体的な条例の中に盛り込んでいただく形になるだろうと思うのですが。その辺りの一定の整理や、100パーセント完成のものが作れるかどうか、それも部会のメンバーに期待しているわけですが、場合によっては今の段階まで、その次はこういう段階という、そういうものも設定する必要があるかと個人的には考えています。ぜひ委員の皆様方、せっかくの機会です。いろいろなご意見やあるいは市長様へのご質問なりそういうものを頂きたいと思います。時間は限られていますので積極的にお願いします。

(委員)

子どもの意見を反映しながら条例等を進めていくというのは非常に大事なことだと思います。私の児童相談所なのですが、例えば一時保護した子どもに意見を聞いています。そのような場合、意見を聞いて、そのことに対して児童相談所としてはこう考えているんだよということフィードバックすることも大事だと思っています。その時に子どもの意見に沿った形で対応できる時もあれば、例えば児童虐待なんかで子どもを一時保護しているときに意見表明を適用する、そうすると家に帰りたいたいという子どももいます。でも保護者と話をしても、虐待で暴力を振るっていることに対して「それは躰なので家に帰ってきて自分の教育方針は変えないつもりだ」とおっしゃる方もいる。当然、安全安心でない家庭に戻せない。子どもが意見表明したことに答えられない場合もある。そういう時はしっかりと「希望の意見はあったがこういう理由ですぐには家には帰れない、けれども保護者と話を続けて家庭が安心安全であると確認できれば帰すことは考えられるけれど、少し時間が必要だよ」というようなフィードバック、説明をする場合もあります。市長、この辺りのフィードバックに関して何か思われることはありますか。

(市長)

ありがとうございます。非常に本質的なお話だったと思います。おっしゃる通り聞いてただけで良いかという、それはある種ガス抜きとかそういう事になりますし、子どもの意見が例えば何かをしたいといった言葉というのは、その言葉しか表現の方法を知らないから言っているだけであって実はその本質は違う事であるのかもしれないし、そういった深いところまでの会話というのは特に支援の場所では必要なのだらうと思っています。ただ、いずれにしても大人が決めたのだから子どもは従えというようなことではなく、子どもの意見を聞いて大人たちが決めて、あとは大人たちの決定に従いなさいということではなく、もちろん子どもの意見も政治参加となる参画の意味では多様です。それができないのであればできない理由をしっかりと説明して、できるだけ納得をしてもらうような方向にもっていくという、まさにフィードバックというのは支援の現場だけではなくて政治全体とか子ども参画を考える上で非常に重要な視点かと思っていますので、その視点はぜひ部会でもこの場所でもいろいろな議論をご提案いただければと思います。

(委員)

市長の話聞いて思ったこと二点。子どもの最善の利益に対して私は不勉強なのでその辺りの勉強もしつつ、どう考えていくかということをしていかなければいけないと思ったことと同時に、この議論の場で違和感のようなものを大事にしたいと思うのです。大人の常識の中で、かつて子どもではあったのですが、その中の範囲で計画なりを見てすっと入ってしまう、その辺りで違和感を見つけるのが難しいか

なと思っています。やはり子どもは子どもでどこかで意見を聞いてという形よりは、実際に実感を伴うような議論というのか、違う立場の人・違う文化にいる人たちとの出会いをこの中で私たち自身が変わるみたいところで必要なのかなということと、この書類を見ながら違和感がないのかなというようなことを大事にしながら今期は務めていきたいということの一つ思いました。もう一点は、0・1・2歳の親子さんを対象にした取り組みを拠点でしておりまして、0・1・2歳が意見を表明するかというところと表明しないかなと思うのですが、何ができるのかと思った時に、そこに関わる保護者さんたちが子育て観とか人生観とか幸福とは何かのようなところをどう考えていくのかみたいな感覚の変換というのか、その辺りのところを私たちも慎重に考えていく必要があるのかなと思いました。支援の現場にいるので、支援者と支援される人という関係性、強いものと何か足りない弱いものというところがありがちなところを、私たちはそうではないよというスタンスで子育て支援というものを捉えています。その中で親子関係に関してもそういった視点が必要になってくるのかな、その辺り私たちはまだ深めていない所なので、今後その辺りをしっかり考えていきたいということを変更して思いました。

(市長)

ありがとうございました。ここにいらっしゃる皆さまは子どもや若者に非常に思いを持っていて、公募の委員も含めて、「子ども施策より違う施策だ」という方よりも「子ども施策が第一だ」と言っていた方が多ければ多いほど、抜ける視点がないかということをしつかりと確認していかなければならないというご示唆だったと思います。これから進める上でも部会の方に、どういう形で議論をしていくかというのは部会運営にも関わることでもあるので、事務局とも相談していただいて十分なディスカッションができたというような状況、プロセスにもしつかりとこだわっていただければなと思っています。

(委員)

私たち保護司は、犯罪のない明るく住みよいまちづくり、社会づくりを目指して活動しています。地道な活動です。このような審議会に市長が必要と認めるものの中に私たち保護司会を入れていただいているということは本当に嬉しく思っています。その中でさっき事務局の挨拶の中でも全国で初の子ども参加条例ができるというところ、大変期待しておりますし、幼少期からの生活環境とか、人間関係とか、人生の挫折とかいろいろなことが引き金で犯罪が起きておりますので、そういうところをフォローできるような条例ができたらなど。明るく住みよいまちづくりができたらなど思っておりますので、私たちの保護司を代表して来ておりますが、いろいろな意見を言わせていただきますし、知識や体験も述べさせていただきます。条例を作りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

(市長)

この中には保護司の方、民生委員の立場の方と、本当にそれぞれの現場の立場で多様な子ども・若者に対して向き合っている方がたくさんいらっしゃいますので、そのような現場感というものはいったところで是非反映ができればと思っています。こういう場所は当てないと発言がしにくいということもあると思いますので、保護者・若者の公募で市民委員として今回3名の方が参加していただいているので、その3人の方から順にご意見をいただいて、ディスカッションができればと思います。

(委員)

子どもの幸せからということですが、昨今も災害なんかがありまして、テレビ報道を見ると子どもの意

見とか子どもの映像というのが少なく、高齢者とか人命救助の場面が報道されているのですが、災害が起こったときの子どもの幸せとか、学習をどうするかとかということは、どのように考えていったらいいのかなということは自分の頭の中であって、これから第6次計画の中でどううたわれているかは気になっているところではあります。

(委員)

私は若者を代表させていただいていますが、先ほど質問はさせていただいたので個人的な感想です。私自身も含めて生き辛さを抱える若者というのが結構いて、私の周りにも高校を中退して大検を取り、大学も行ったけれども結局中退してしまい就職もできないという友人もいたり、そういったサポステに通いながら訓練したりという仲間もいるのですが、最近子育て政策ということで校内フリースクール等ハード面が手厚くなってきているとは思いますが、やはり我々が主体というか川西市の計画なので市民と一緒に作って行くというところだと思うので。地域の住民と最近自治会の勧誘活動とかもさせていただいているのですが、そういったところの横のつながりの希薄化というところでやはりその真ん中に子どもがいる、子どもや若者が一緒になってやっっていく、あるいは地域の方々も子どもさんとかを支えながら、支え合いながら、というところが大事なんだなと思っていて、今後の会議だと思いますがしっかりその辺も踏まえて一緒になって全市的に考えていける、子ども・若者だけじゃない、全市的に考えていけるような会議になればなと思っています。

(委員)

私はつい最近1歳になった子どもと上は小学生まで子育てをしているという状況なのですが、働きながら子育てをしていて、子どもにどのように接するか、どのような体験をさせてあげて育てていくのがいいのかと、日々悩みながら子育てをしている状況です。子どもの意見を反映する、聞いてというところについても難しい。一番下の子はまだ1歳になりたてなのでどういう風に意見を聞いたらよいか、そういう小さい子は難しいというところもあります。でもその子のためにどのようにしていったらよいかというようなところは、今後この会議で皆さんと一緒にぜひディスカッションに参加させていただければと思っています。皆さんのご意見を聞いてこれからも引き続き意見交換出来たらと思っています。

(市長)

ありがとうございます。委員からもありました通り、災害の時はまさに私も教育長とずっと議論をしていて、やはり子どもの意見を聞く機会をちゃんと保障していかないといけないと思ったのは、やはりコロナというのが大きかったです。災害時ですし、今まで経験のないようなところになりますので、これは幅広く合意をもってということよりも、まずは市長として、教育長として腹をくくって決めようということで色々なことを決めてきました。でもやはりそのプロセスの中にしっかりと子どもの意見を聞く要素はなかったのだろうかとか、もっと子どもにしっかりとフィードバックして、こんな状況なんだとか決めるのも突然思いついて決めるわけではなく、相当時間悩んでいて、学校をどのタイミングで始めるのか、修学旅行をするのかしないのか、こういうことを悩んで議論しているプロセスがおそらく子どもたちには全く見えず、突然修学旅行が無くなったように映り、そういう風に伝わっていくと。こういったことをしていくとやはり子どもたちが「大人たちがあとは決めてやるんでしょ」という社会になるのではないかと。やはりしっかりと本当に厳しい時に意見を聞こうと思うとやはり日常からしっかりと聞くプロセスがないと、災害時になって慌てて子どもたちの意見は聞けないのでそういったことをやっ

ていこうというのはコロナを通じて私たちが強く感じてきたところです。

委員からも自治会、これは自治会に限らず、あらゆる組織の形が変わってきているなかで、どうしても現場にいると組織をどうしようということに思いが行きがちなのですが、組織は手段ですので、どうやってつながっていくのか、自治会という形なのか、別のコミュニティという形なのか、もっと小さい単位なのか、居場所づくり、NPOさん等の力も借りたりそういったところなのか、これは手段としていろいろなことを考えていかないといけないと思っています。子どもが幸せになるためにはそういう要素が本当に必要ですので。大人が必要だと思って作ったりはするのですが、本当に子どもが心から必要だと思っているかどうかというところは、あらゆる面で正直なところがしっかりと聞けないといけないと思います。

未就園児の子育てもされているということで、子どもの意見を聞くというのは本当に難しいと思っています。私も日々子育てをしていて、ここでは偉そうに「子どもの意見をみんなで聞きましょう」と、「子どもが幸せということは、子どもが意見を言ってそこでしっかりと一緒に決めてフィードバックをしていくのが幸せです」と言っておきながら、我が家庭に置き換えてそれが本当にできているかどうかというところと難しいと思うところがあります。大人として主体として子どもを認めるのであれば、やはりどうしても大人の思いも伝えていくと、このコミュニケーションこそがこういった条例の中で必要な要素になってくると考えています。

最初にいただきましたが、ひらがなで行くのか、漢字で行くのか、これは学識経験者の中でもいろいろな意見があると思いますので、そこをどう捉えていくのかとぜひいうことは部会も含めて議論をしていただきたいと思います。「参加」か「参画」かという、非常に言葉として難しいと、私がマニフェストで「参加」にしたのはより分かりやすさというか、市民に伝わる方法とはどういう表現がいいだろうということで「子ども参加」という表現をしておりますが、より深く「参画」というのは、「市民参画」と言う意味では今は「市民参加」とは言いませんので、「参画」という表現を使うということも議論の中でご検討、答申の中でご意見を頂ければと思います。様々な審議会をしておりますが、計画の名前が諮問の時と答申の時が変わっていたという事例も今までもありますので、今はあくまで（仮称）としてご提示させていただいているということだと思います。やはり視野や視座がどこからどこまでということ子どもがスタート地点、子どもが起点で条例を作るべきなのかなとは市長として思っているところです。ただ、子どもと言っても元気で夢に向かってまっしぐらという子どもたちから、非常に苦しい立場、しんどい立場の子どもたちまでいます。単にわくわくして子ども全員がこういうカテゴリにいて意見表明することも大事なのですが、やはり声を出すことができない子どもたちの声とかそういったことがあるというのが、川西の市政として大切にしていきたいことだと思っています。そういった意味で、諮問した直後にこの発言をするのは適切かどうかわかりませんが、一定のときに見直すという可能性というのも。当然条例は一つ作って完成するという事ではありません。越田市政はあらゆることに対して定期的な見直しをしていくべきだということでおりますので、特に私が思いを込めて作った条例になればなるほど、見直すことを前提におかないと未来永劫誰も見直せないということになってしまいますので、一つの工夫としては、3年後とか5年後とか一定の期限を決めて、時にはその現状を検証して再度条例の見直しも含めて検討することとするというようなことを条例の最後とか附則とかそういったところに入れておくというのは、条例を作るうえではあり得ると、むしろそれが子どもの参加とか参画とか、子どもなのか、子どもって何歳までなのか、未成年なのか法律の若者でいうと39歳までとなるので39歳までとするものなのかと、いろいろなご意見があると思いますので、その辺りも含めて定期的により良いものにしていくという姿勢はこの条例の中で示していければと思っておりますので、

その辺りも皆さんの議論に委ねたいと思います。

(委員)

子どもの意見を聞くということは、子どもの意見を聞く雰囲気・場・周りの大人の態度。そうでないと発言できないし、子どもの意見を聞くというこちら側の姿勢だと思いますので、そのような雰囲気や文章が作れるような、子どもが意見をいかに言えるか、どのような状況でも言えるかということを含み取れるような大人になっていきたいと考えます。

(委員)

私も福祉現場一筋でできていますので、非常に多くの子どもたちと会うのですが、子どもたちに対して「大丈夫？」と声をかけても「大丈夫」と返してくることが多いのです。ですから、「大丈夫？」というアンテナではなくて、しっかりと聞き取れるような、大人がアンテナの精度をもっと高めないといけないと思いますし、子どもにとっては、給食以外には一日一回菓子パンを食べるのが普通の生活の人もいれば、3度しっかりとご飯が食べられる人が普通という生活の人もいますので、この普通という概念も子どもに対して取っ払っていくような大人の姿勢がまず大事なのかなと感じました。

(市長)

12時半くらいまではいけると思うので、発言していない方、最後までいきたいと思います。

(委員)

今回の条例案に関して、子どもでも医療的ケア児という障害を持っている子どももいるので、そちらの意見や、自ら声を出せないような子どもの保護者とかその委員の意見も取り入れてもらえたらと思っています。よろしくお願いします。

(委員)

私も子育ての支援から保育、幼児教育へと携わっていき、何度も助けの必要な子どもさんたち、親御さんたちとも支援をしております。その中でそういった方々に手を差し伸べることが必要なのと、もう一つはやはり活発なお子さんもいらっしゃる、川西市の中でも古田選手や、本園の卒園生である女優の方もいらっしゃる、やはりそのある意味特技にも特化している、そんな自分の持っているものにチャレンジしていきたいという子どもさんもいらっしゃる、まだそういう目的をもっていない子もいる、そして支援の必要な方もいる。この幅広いお子さんたちにどのようにアプローチすればよいかという、広い視点をもって、この条例制定に向けて意見を表明していきたいと思っています。

(委員)

私は子どもというか幼児を対象としています。先ほどもありましたが、子どもがターゲットというか視点ですが、やはりその自分の力を発揮できる、生きる力を持つということがとても大切です。それは幼少期からそうなので、そういう意味ではその一つとして意見が言えるとか、あるいはその何かを表現するとかいうことに力を持てるようなところが大切であって、そのためにこの条例が何らかの形で、具体的には参加するとかあるいは意見を言えるとか、あるいは何かを発揮するというようなことにつながっていくとよいと思っていますので引き続きよろしくお願いします。

(委員)

僕はずっと話の中でどうやって子どもを参加させようかというところの意見の聞き取り方を考えていました。意外とやはり日常生活で一番近いスタッフさんと話していたり、お母さんとかにぼろっと話したりすることが本音だなというので、そういう事で、敢えて場所ではなくてそういう機会を拾えるところというのが大事なのかなと思っていました。この間息子が「大谷選手のグローブが小学校についた。始業式で見せてくれた」と喜んでいたのですが、「うちの学校は飾っているだけ。使ってほしいということで2個渡したのに飾られているだけで使えないんだ」という話を聞いたり、報道では使っているところがあるみたいだと、このように大人が勝手にルールを決めてしまって大谷選手の意志とは違ったところでルール決めをやっていたので、聞くとはこういう事だったり、向き合うとはこういう事なのかなと考えていました。よろしくお願いします。

(委員)

条例を作るということはその市の土壌というか文化や風物を作るということにつながると思うので非常に大切なことだと感じています。子どもの意見を聞くというのは、もちろん特別な場を作って聞くということも重要ですが、日常の中で何気なく自分のことをきちんとと言えるという事がすごく大事だと思っていて、ところがそれが実はすごく難しいことなので、それができるようになるためには他の委員の方もおっしゃっていましたが、まずは大人が意識を変えていくとか大人がどうあるべきかということを中心に据えていかなければならないと感じているので、そうしたことを考えていきたいと思っています。

(市長)

ありがとうございました。非常に大切な視座として、大人の姿勢という事、よく「なんで言わなかったの」と大人はすぐ言いますが、言える環境だったら言っていると。何か言えない環境があると。それは子ども自身に何かあるのかもしれないですが、大体は大人が怖い顔をして「何かがあったら言いなさい」と言っても言えるわけがないということですから、日常の大人の姿勢や特別な場所も必要だとは思いますが、日常のルール決めとかにも子どもたちの声が反映できるような、そういった社会とか風土とか文化とか、そういったものは条例の中のエッセンスとしてこの議論の中でにじみ出てきたのではないかと思います。

委員からもありましたし、医療的ケア児も含め、本当に支援が必要な子どもたちの当事者の声というものをやはりなかなかしっかりと聞き取ることも我々もできていない部分があると思います。

ご意見にもありました、子どもは本当に元気な活発な子から、本当に支援が必要な子ども、多様な子どもがいますので、子どもを単に一つのカテゴリを作るというよりも、いろいろな子どもたちがいるということを前提としたあらゆる子どもたちが参加したり参画したりする、こういったことが一つの大きな風土として私たちの中で条例の中で記述ができればいいなど。こういうことを市長から言うと事務局がこれは困ったなと思うかもしれませんが、私はぜひベストを皆さんに作っていただきたいと思っていますので、ぜひいろいろなご提案を頂きたいと思っています。

最後、参考までですが、川西市には大谷選手のグローブはまだ届いていないと聞いておりますが、「きっと飾る学校があるやろう」ということを教育長とすでに話をしていて、川西市では使い潰すというので、グローブは飾る物ではないので。古田選手のゴールデングラブを受賞してもらったやつは

飾ったらいいと思いますが、「道具なのでみんな使いましょう」ということは教育委員会を含めて学校現場に伝えて、どう使うべきか、どんなルールで使うべきかというのを子どもたちで、順番にしようとか、クラスごとにしようとか、野球部優先にしようとか、低学年から優先にしようとか、そういったことは子どもたちが中心となって決めたらよいかと思うので、一つせつかく面白い材料が来たので、子どもたちがルールを作っていくようなことができたなら、まちとしては素敵かなと、大谷選手のグローブの話聞いて思いました。時間を延長してしまいましたが、このような形で皆様から様々な視点でご意見を頂いて、単に事務局が提案したら「てにをは」だけを直すということではなく、しっかり本質のところもいろいろな視点を頂いて議論していただければと思いますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。オンラインの先生、委員の皆様も含めまして今日は本当に貴重なお時間を頂きまして本当にありがとうございます。引き続き力をお貸しいただけますようお願い申し上げます。事務局にマイクを返しますのでもよろしくお願いいたします。

(事務局)

市長におかれましてはここで退席とさせていただきます。

(3) 報告事項

④川西市保育所等施設整備・運営事業者の公募結果について

(事務局)

みなさまありがとうございました。予定の時刻も少し過ぎてはいるのですが、議事の最後、資料4報告事項が残っておりまして、そちらにつきまして事務局より説明をさせていただきます。

事務局説明

(会長)

ありがとうございました。本当に活発なご意見・ご質問をいただきましてありがとうございます。ぜひ今後とも、子ども・若者未来会議、これから始まるわけですが、いろいろなご意見を頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。以上、本日の議事を終えましたので、事務局に進行をお返ししようと思いますが、委員の先生方よろしいですか。それでは事務局にお返しします。

3. 閉会

(事務局)

様々なご意見賜りまして誠にありがとうございました。次回の会議ですが、2月下旬から3月上旬頃を予定しております。また改めて日程調整等させていただきますので皆様よろしくお願いいたします。以上で第4回川西市子ども・若者未来会議は終了させていただきます。

(閉会)

